

議案第26号

飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について

飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月28日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

飛騨市スポーツ施設の廃止等に伴う改正

## 飛驒市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

飛驒市スポーツ施設条例（平成17年飛驒市条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表飛驒市古川町森林公園の部中

「 管理棟 研修棟 キャンプ場 林間広場 テニスコート 」	を	「 キャンプ場 林間広場 テニスコート 」に、
「 無休 」	を	「 12月1日から 翌年の3月31 日まで 」に改め、

同表飛驒市黒内屋内運動場の部中

「 午前6時から 午後6時まで 」	を	「 午前8時から 午後10時まで 」に改める。
----------------------------	---	----------------------------------

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

飛騨市スポーツ施設条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行						改正案							
本則・附則 略 別表（第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係）						本則・附則 略 別表（第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係）							
名称		位置	休場日	休場期間	使用時間	使用料	名称		位置	休場日	休場期間	使用時間	使用料
飛騨市古川トレーニングセンター		飛騨市古川町沼町233番地1	無休	12月29日から翌年の1月3日まで	午前8時から午後10時まで	飛騨市使用料徴収条例（平成16年飛騨市条例第70号）による	飛騨市古川トレーニングセンター		飛騨市古川町沼町233番地1	無休	12月29日から翌年の1月3日まで	午前8時から午後10時まで	飛騨市使用料徴収条例（平成16年飛騨市条例第70号）による
飛騨市古川町森林公園	運動場 管理棟 研修棟 キャンプ場 林間広場 テニスコート	飛騨市古川町信包733番地1			午前6時から午後10時まで		飛騨市古川町森林公園	運動場 キャンプ場 林間広場 テニスコート	飛騨市古川町信包733番地1			午前6時から午後10時まで	
サイクリングロード		起点 飛騨市古川町信包180番地先 終点 飛騨市古川町上野77番地1先	無休	無休	規定なし	無料	サイクリングロード		起点 飛騨市古川町信包180番地先 終点 飛騨市古川町上野77番地1先	無休	<u>12月1日</u> から翌年の <u>3月31日</u> まで	規定なし	無料
飛騨市サン・スポーツランドふるかわの部～飛騨市杉崎公園グラウンドの部 略						飛騨市サン・スポーツランドふるかわの部～飛騨市杉崎公園グラウンドの部 略							
飛騨市黒内屋内運動場		飛騨市古川町黒内1419番地1	無休	12月29日から翌年の1月3日まで	午前 <u>6</u> 時から午後 <u>6</u> 時まで		飛騨市黒内屋内運動場		飛騨市古川町黒内1419番地1	無休	12月29日から翌年の1月3日まで	午前 <u>8</u> 時から午後 <u>10</u> 時まで	
以下 略						以下 略							

## 条例関係議案要旨

議案名	飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について
担当部	教育委員会事務局
提案理由	飛騨市スポーツ施設の廃止等に伴う改正
制定改廃の根拠等	市独自の改正
条例の概要	<p>(1) 飛騨市古川町森林公園</p> <p>① 管理棟及び研修棟の廃止</p> <p>近年の利用実績が少ないこと、また、施設が老朽化していることに加え、耐震基準を満たしていないことから廃止するもの。なお、令和5年度に同敷地に屋内運動場を建築する予定である。</p> <p>② サイクリングロードの休場期間の変更</p> <p>積雪により使用できない冬期間を休場とする改正を行うもの。</p> <p>(2) 飛騨市黒内屋内運動場</p> <p>① 使用時間の変更</p> <p>利用実態に即した使用時間とするための改正を行うもの。</p>
市民への影響等	特になし。
施行日	令和4年4月1日
備考	